

## 市民マイプラン講座事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の団体が、自主的に行う学習会に対し講師を派遣することにより、市民の学習意欲を喚起し、生涯学習の推進を図るために行う市民マイプラン講座事業（以下「講座事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (講座事業対象学習会)

第2条 講座事業の対象となる学習会（以下「対象学習会」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生涯学習の推進に資する内容であり、学習会の参加予定者が10名以上であるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないもの
- (3) その他教育委員会が認めたもの

### (講座事業対象団体)

第3条 講座事業の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 継続的及び計画的に活動を行う団体又は対象学習会を契機として、今後も活動を行う予定である団体
- (2) 団体の構成員が10名以上であり、かつ、当該団体の構成員の3分の2以上が市民で構成されている団体
- (3) 団体の活動内容が明確であり、会則及び会員名簿を作成している団体
- (4) 市又は他の団体から、当該団体の運営に対する補助金等の交付を受けていない団体
- (5) 対象学習会を、同一年度内に1度も開催したことのない団体
- (6) 政治活動、宗教活動に関係していない団体又は営利活動を目的としていない団体

### (講座事業対象講師)

第4条 対象学習会に講師として派遣することができる講師（以下「事業対象講師」という。）は、対象団体が希望する講師又は教育委員会が紹介する講師とする。ただし、対象団体の構成員は、事業対象講師としない。

### (利用の申込み)

第5条 講座事業を利用しようとする対象団体（以下「申込団体」という。）は、対象学習会を開催しようとする日の2週間前までに、教育委員会に対し、利用申込

書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

（利用決定）

第6条 教育委員会は、前条の規定により利用申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、講座事業の利用の決定をし、決定通知書（別記様式第2号）により申込団体に通知するものとする。

（決定内容の変更等）

第7条 前条の規定により、利用の決定を受けた対象団体（以下「決定団体」という。）は、当該決定の後、決定を受けた事項に変更が生じた場合又は対象学習会を中止する場合は、速やかに教育委員会に報告し、承認を受けるものとする。

（利用の取消）

第8条 教育委員会は、決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、講座事業の利用決定を取り消すことができる。

- （1）申込内容に虚偽の記載があるとき。
- （2）その他教育委員会が取り消すことが必要であると認めたとき。

（報告）

第9条 対象学習会の終了後、決定団体は2週間以内に、市民マイプラン講座事業実施報告書（別記様式第3号）を教育委員会へ提出しなければならない。

（講師謝金の支出）

第10条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業対象講師に対し、謝金を支払うものとする。

2 前項の謝金は、5,000円とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。